

号と表：列記のかたち

—法令用語釈義 その7—

平野 敏彦

1 列記

今回採り上げるテーマは、「号」（旧字体では、號）と「表」である。これまで「法令用語釈義」シリーズで扱ってきた法令文の構造を支える機能を果たす法令用語とは異なり、法令文の「様式」にかかわる用語である。

「号」とは、法令の条や項の中において、複数の事項を列記する場合に、その各項目に漢数字で付された通し番号（「号名」と呼ばれる。）で指示される事項のことである。

また、列記する内容が複数の要素からなり、各事項相互を対照的に整理することで理解しやすくなると判断される場合、外側の枠全体を罫線で囲み、内部を縦と横の罫線で区切りを入れたものが「表」である。「表」には配置される位置の違いにより2種類あり、①本条中、つまり項のない条はその文末、条が項に分けられている場合はその項の文末に改行して挿入される「表」と、②附則の後ろに配置される「別表」である。

どちらも法令文における「列記」の様式であるが、そもそも、法令文そのものが、つまり「条」（旧字体では、條）と名付けられた文を単位として列記し、通し番号（その「第〇条」という部分は、「条名」と呼ばれる。）を付するという様式をとっているのである。そして条の内部でも、「項」と名付けられた文を単位として列記して、改行して行頭1字目に算用数字（アラビア数

2-号と表：列記のかたち（平野）

字)で通し番号(「項番号」と呼ばれる。「条名」の下には、第1項を表す数字「1」は付さない。)を付するという様式をとる。「項」(そして「項」のない「条」)は、現在では最大で2つの文で構成するのが原則で、その2文は「前段・後段」か「本文・ただし書」の関係に立つ。(前段・後段+ただし書で3文等の、若干の例外はある。)これら「条」と「項」の下位の列記単位が「号」である。「号」は名詞の列記が原則であり、動詞は「～すること。」となる場合が多いが、内容に応じて、文の列記も可能である。

なお、条名と号名には、改正時に枝番号(たとえば、「四の二」は、「第四号の二」と読み、「第四の二号」とは読まない。)や「削除」の付記が使用されるのに対して、項は項番号の繰上げ・繰下げで対応し、枝番号や「削除」は使用されない。項番号が算用数字で行頭に付されるようになったのは昭和23年頃からであり、それ以前は改行1字下げ、さらにそれ以前は改行のみで字下げなしで示されるにすぎなかった。だから、第何項に当たるかは先頭から数えてみるしかなかった。それ故、「項名」という呼び方はあり得ず、「項番号」なのである。最近では、これに合わせて、条名・号名が条番号・号番号と呼ばれることも多くなった。

たまたま目についたのだが、有斐閣版『ポケット六法 平成31年版』538頁に、「民法改正 条数対照表」というタイトルで、「現条数」に対応する「新条数」の一覧表が掲載されている。「平成29法44及び平成30法72による改正前後の民法の対応する条数を次に掲げる。」との説明があるが、「第〇条」という「条名」のことを「条数」と呼ぶという、法律の専門家及び専門出版社として恥ずべき大間違いをしている。非売品の小冊子『有斐閣六法の使い方・読み方』では、「条名表示」とちゃんと記述してあるのに、法令の基礎知識すら乏しい人が編集に関与しているのであろうか。「条名対照表」と正しく表記すべきである。(最大限の譲歩をすとしても、「条番号対照表」までである。)

さて、法文を条の様式で列記したものとして、まず最初に思い浮かぶのは、聖徳太子が604年に定めたと伝えられている十七条の憲法であろう。これはわが国の制定法の嚆矢であり、明治になって国制の基本法を定める時に、その名称として「憲法」が選ばれたのもこれに由来すると言われている。(もともと、西洋の立憲主義に基づく近代憲法でなく、豪族にたいする朝廷の施政方針の宣命にすぎないことは言うまでもない。)

そこでその典拠である日本書紀を見てみると、「卷第二十二 豊御食炊屋姫天皇 推古天皇」の巻に、「十二年…〔略〕…夏四月丙寅朔戊辰皇太子親肇作憲法十七條（「いつくしきのりとをあまりななをち」と訓ずる。）」とあり、それに続いて

「一日以和爲貴無忤爲宗人皆有黨亦少違者以是或不順君父乍違于隣里然上和
下睦諧於論事則事理自通何事不成二曰篤敬三寶々々者佛法僧也則四生之終歸
萬國之極宗何世何人非貴是法人鮮尤惡能教從之其不歸三寶何以直枉…〔中略〕
…十七日夫事不可獨斷必與衆宜論少事是輕不可必衆唯速論大事若疑有失故與
衆相辯辭則得理」

とある。

古写本を参照したわけではないので、確定的なことは言えないが、刊本で見ると、改行のある箇条書き形式にはなっておらず、書記の地の文に埋没して文字が連続している。また、通し番号は付されているものの「條」ではなく「曰」（いわく）となっている。しかし「憲法十七條」という名称には紛れもなく「條」が用いられている。

このように最古の例では通し番号が用いられていたが、その後の列記の歴史を見ると、いわゆる「一つ書き」が専ら使用されたようで、様々なレベルの古文書で頻出する。一例をあげれば、我々が日本史の教科書や資料集で必ず目にするものでは、いわゆる「五箇条の御誓文」（慶應4年3月14日。『法規分類大全』第1編の目録では、「國是ヲ定ムルノ詔」）が「一つ書き」である。（なお、詔が発された時点は改元前なので慶應4年で正しいのだが、明治元年

4 - 号と表：列記のかたち（平野）

に限って1月1日に遡って新元号で呼ぶと定められたので、後世の記録としては「明治元年3月14日」と記するべきかもしれないが、違和感はある。）

- 一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

この「一つ書き」の伝統は、現代でも、内容を箇条書にし改行して配置する場合、列記されたものが見やすくなるように、各箇条の先頭に何らかの記号又は符号を付すという形で生きている。その際、よく用いられているのは、「一」という文字ではなく、「・」（ドット）, 「*」（アスタリスク）, ○（白丸）等の符号である。

2 「号」の構造

「号」は、項のない条又は項の中で用いられる。構造としては、列記の部分と列記以外の部分から成り、後者は「各号列記以外の部分」と呼ばれるが、煩雑なので、「柱書き」と呼び慣わされている。「各号列記以外の部分」という表現は、改正法で柱書きを改正する際に用いられることがほとんどで、一般の条文中で用いられることはごく稀である。「号」を含む条文のモデルを示すと次のとおりである。（本稿は横組みなので、条文中で使われている漢数字は算用数字に改めて記載するという方針をとっているが、号名は漢数字のままとする。また、項番号のない項には①②③…と項番号を付す。）

○刑法 第19条第1項

(没収)

←条文見出し

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

←条名・各号列記以外の部分=柱書き

一 犯罪行為を組成した物

←号名。以下が「各号列記の部分」。

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

私は、号を略記する場合、たとえば、刑法第19条第1項第1号は「刑19-1(1)」としているが、柱書きは第零号と見立てて、「刑19-1(0)」としている。

以下、柱書きの中で、号を「呼び出す」文言のパターンに従って分類していくこととする。

(1) 「次に掲げる○○」／「左の○○」

現在の法制執務において、号による列記を予告する指標として柱書きの中で用いられる表現は、「次に掲げる」である。前述の刑法第19条第1項では、「次に掲げる物」という文言から、各号で列記される情報としての「物」が予告される。それに「呼応」して、各号の末尾は「～物」となっている。それ以外にも、たとえば刑法第2条、第3条、第3条の2、第4条の柱書き中の「次に掲げる罪」と、各号末尾の「～の罪」又は「～の未遂罪」がきれいに呼応している。

呼応の基本型は、柱書き「次に掲げる○○」、各号末尾「○○」である。ただし、必要な場合には、各号の記載に、補充的説明や例外的規定(ただし書)を付け加えることが可能であり、その場合は「○○。」と句点を打った上で、次の文を続けることになっている。

基本型はそうであるとしても、もちろん、同語で呼応しない場合も少なく

6 - 号と表：列記のかたち（平野）

ない。しかし、たとえば民法第 725 条のような場合には、柱書きの「次に掲げる者」の「者」は「人」というカテゴリーを指していると見れば、各号末尾の「血族」「配偶者」「姻族」は、十分に「者」の中に収まると言える。

○民法 第 725 条（親族の範囲）

次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

また、民法第 125 条柱書きの「次に掲げる事実」に呼応するのは、6つの事実であるが、「事実」という表現は出てこない。しかし、各末尾に「～の事実」が省略されたものと見ることもできる。むしろ、列記されている6つは「事実」というカテゴリーに同じレベルで、並立的に属しているという、立法者が設定した論理的関係に気づく手がかりを提供してくれていると見るべきなのである。たとえば、民事訴訟法第 55 条第 2 項の 5 つが同じカテゴリーにはいる行為だと気づくことは、学生にとって大いに有益である。

○民法 第 125 条（法定追認） <平成 29 年法 44 による改正後の条文>

追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 六 強制執行

○民事訴訟法 第 55 条（訴訟代理権の範囲）

- ① 〔略〕

- 2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。
- 一 反訴の提起
 - 二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第48条（第5条第3項及び第51条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
 - 三 控訴、上告若しくは第318条第1項の申立て又はこれらの取下げ
 - 四 第36条（第367条第2項及び第378条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意
 - 五 代理人の選任
- 3～4 〔略〕

「こと。」は、各号末尾の中でも、頻出するものである。日本語動詞は、たとえば「取り消す」なら、「ます／た」に付く連用形「取り消しー」からの「取消し」と「とき」に付く連体形「取り消すー」からの「取り消すこと」のように2つのやり方で名詞化できる。連用形はそれなりに用法が定着したものに限られるのに対して、「～こと」はあらゆる動詞で容易に作成可能である。そのため、「～すること」は、使用の頻度が高いのである。そして次に述べる「とき」とともに、各号の末尾に用いる場合には、その後ろに句点「。」を付すると定められている。「こと・とき・まる」というのが記憶フレーズである。「こと。」は、行為、事項、事由、条件、処分、要件などに呼応してよく用いられる。若干の例を示そう。

○民法 第13条（保佐人の同意を要する行為等）

- ① 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
- 一 元本を領収し、又は利用すること。
 - 二 借財又は保証をすること。
 - 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四～十 〔略〕
- 2～4 〔略〕

次例のように、「行為」が「こと。」ではなく、「行為」に呼応することも、も

ちろんある。

○民法 第 103 条（権限の定めのない代理人の権限）

権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

- 一 保存行為
- 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

また、事由としての「死亡」と「受けたこと。」のように、名詞と「こと。」が混在することもある。

○民法 第 111 条（代理権の消滅事由）

① 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一 本人の死亡
 - 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。
- 2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

民法の 2 箇所に出てくる「次に掲げる順序に従う」の場合は、号は単なる列記にとどまらず、まさに順序をも表すものとなる。民法平易化前には、いずれも号名に「第」が添えられていた。一方の第 330 条は、明治 29 年の制定以来の文言「順位左ノ如シ」である。他方、第 889 条は戦後の親族・相続法改正のため、ひらがな口語体になっているが、「左の順位に従つて」である。「第〇」のほうに序数であることが一目でわかるのであるが、今回の改正で、通常の「号」との区別は消えてしまった。柱書きの文言も、「左に掲げる者」・「左の順位に従って」のペアが、「次に掲げる者」・「次に掲げる順序」のペアに改められた。なお、後述する刑法第 72 条の「次の順序による」は、「左ノ順序ニ依ル」が改められたものである。

○民法 第330条(動産の先取特権の順位)

① 同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第2号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

- 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権
- 二 動産の保存の先取特権
- 三 動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権

2～3 [略]

△民法 第330条 <平成16年法147による改正前の条文>

① 同一ノ動産ニ付キ特別ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先権ノ順位左ノ如シ

- 第一 不動産賃貸、旅店宿泊及ヒ運輸ノ先取特権
- 第二 動産保存ノ先取特権但数人ノ保存者アリタルトキハ後ノ保存者ハ前ノ保存者ニ先ツ
- 第三 動産売買、種苗肥料供給及ヒ農工業労役ノ先取特権

②～③ [略]

○民法 第889条(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

① 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

2 [略]

△民法 第889条 <平成16年法147による改正前の条文>

左に掲げる者は、前2条の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

- 第一 直系尊属
- 第二 兄弟姉妹

皇室典範第2条は皇位継承について「左の順序により」と規定している。旧皇室典範では、「在ラサルトキハ」という文言を用いて、条を順次続けていくという形式の規定であったものを、3項から成る1つの条にまとめ、その第1項を号立てにして、継承資格と順位を号の列記をもって規定する形式に

改めたのである。

○皇室典範 第2条

- ① 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。
- 一 皇長子
 - 二 皇長孫
 - 三 その他の皇長子の子孫
 - 四 皇次子及びその子孫
 - 五 その他の皇子孫
 - 六 皇兄弟及びその子孫
 - 七 皇伯叔父及びその子孫
- ② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。
- ③ 前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

△皇室典範 <大日本帝国憲法下での規定>

第2条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第3条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス

第4条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第5条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ伝フ

第6条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第7条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第8条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

号立ての条文のうち、条件文の列記、つまり条件の場合分けは、ひときわ多いものである。条件を示す接続詞は、「場合」と「とき」である。号立ての場合の両者の使い分けは、柱書きには「場合には／においては」を、各号には「とき。」を用いるのが原則である。

○民法 第117条（無権代理人の責任） <平成29年法44による改正後の条文>

① [略]

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

民法第117条第2項の改正前の条文は、「前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったときは、適用しない。」である。接続詞で接続された条文を号立てに変更することは、近年の条文の形態の変容の特徴であり、第117条も平成29年の改正により改められたものである。なお、第2号は、文であるただし書が付いたものであるから、末尾に句点が付されるのは当然であるが、「ただし」の前は、仮に「とき」でなく、どのような名詞であっても、句点を付さねばならないのである。

これには若干の例外があり、柱書きが「場合」、各号も「場合」のこともある。

○民法 第733条（再婚禁止期間） <平成28年法71による改正後の条文>

- ① 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合
 - 二 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

「場合」と「とき」が二重限定で用いられる場合は、柱書きは「～場合にあって、…ときは、」となり、各号は「とき。」となるので、「とき」→「とき」

12 - 号と表：列記のかたち（平野）

の呼応がそのまま見えるのである。また、民法第415条第3号は、号の中で再度二重限定が用いられるので、「～場合において、…とき。」となる形の例でもある。

○民法 第415条（債務不履行による損害賠償） <平成29年法44による改正後の条文>

①〔略〕

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

「次に掲げる」は、カタカナ文語体の条文では「左ノ」、戦後一時期までは「左の」という文言であった。ひらがな条文である日本国憲法では、2箇所で見られている。呼応は「こと。」である。

○日本国憲法 第7条〔天皇の国事行為〕

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四～十〔略〕

○日本国憲法 第73条〔内閣の職務〕

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四～七〔略〕

(2) 「次の○○」／「左ノ○○」

「次の」は、後述の別項目で述べる「次の各号」という結合した形が大部分で、単純に「次の○○」としたものは刑法に見られるくらいで、極めて少ない。以下に挙げた例は、すべて平成7年法91改正による刑法平易化の際に、改正前の表現「左ノ○○」が「次の○○」と改められたものである。本来は「次に掲げる○○」とすべきところを、機械的に「左」を「次」に置き換えてしまったのではないかと推測される。

○刑法 第32条(時効の期間)

時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。

- 一 死刑については30年
- 二 無期の懲役又は禁錮については20年
- 三～七 [略]

○刑法 第68条(法律上の減輕の方法)

法律上刑を減輕すべき1個又は2個以上の事由があるときは、次の例による。

- 一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は10年以上の懲役若しくは禁錮とする。
- 二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、7年以上の有期の懲役又は禁錮とする。
- 三～六 [略]

○刑法 第77条(内乱)

① 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。
- 二～三 [略]
- 2 [略]

○刑法 第106条(騒乱)

- ① 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従って処断する。
 - 一 首謀者は、1年以上10年以下の懲役又は禁錮に処する。
 - 二～三 〔略〕

○刑法 第72条（加重減輕の順序）

同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

- 一 再犯加重
- 二 法律上の減輕
- 三 併合罪の加重
- 四 酌量減輕

「次の」で始まる表現で印象的なものが、「次のとおりとする。」である。これは、民法では2箇所で見られ、いずれも「職務」に関する規定である。参考までに、第688条の組合の清算人の職務の現代語化前の規定を見ると、改正前の第688条は準用規定だったので、準用先の第78条は法人の清算人の職務規定で、文言は「左ノ如シ」である。（法人の規定が削除されたので、同じ内容が組合の清算人の職務規程の箇所に規定されたのである。）第851条の改正前の文言は、戦後の民法第4編・第5編全部改正の際に定められた文言なので、ひらがな口語体であるが、「左の通りである。」と、まだ「左の」が用いられている。（「通り」は漢字である。）

民法以外にも、たとえば弁護士法第43条の6（清算人の職務及び権限）や労働組合法第13条の6（清算人の職務及び権限）にも「次のとおりとする。」は用いられている。

○民法 第688条（清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法）

- ① 清算人の職務は、次のとおりとする。
 - 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し

2～3 [略]

△民法 第 688 条 [清算人の職務権限, 残余財産の分割方法]

<平成 16 年法 147 の民法現代語化前の条文>

- ① 清算人ノ職務及ヒ権限ニ付テハ第 78 条ノ規定ヲ準用ス
- ② [略]

△民法 第 78 条 [清算人の職務, 権限] <平成 16 年法 147 の民法現代語化前の条文>

清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債権ノ取立及ヒ債務ノ弁済
- 三 残余財産ノ引渡

○民法 第 851 条 (後見監督人の職務)

後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

△民法 第 851 条 [後見監督人の職務] <平成 16 年法 147 の民法現代語化前の条文>

後見監督人の職務は、左の通りである。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

(3) 「次の各号のいずれか」 / 「左の各号の一」

「号」を用いた列記における各号間の関係は、選択の接続詞「又は」を用いた結合とほぼ同じと見てよい。それ故に、「又は」と「若しくは」が複合的に

用いられていたり，多数の項目が並列された最後に「その他」が用いられている条文は，常に号立てにすることが可能であり，そうすると，格段に見易いものになるのである。法令文読解技法のうち，構造を変えずに，表現を変えるリライトのテクニックである。

現代の記号論理学における論理結合子「 \vee 」（または：or）は，原則的には非排他的選言（両立的選言）を表す。「 $p \vee q$ 」（ p または q ）は，少なくとも一方が真であればこの選言命題は真であると規約されるが，双方とも真である場合もまたこの命題は真だと規約されるのである。これに対して，双方とも真である場合を排除する，つまりどちらか一方のみが真であるとするのが排他的選言（非両立的選言）である。法令用語の「又は」と「若しくは」も，この2つの選言の意味をもつが，形式的に区別して使われるわけではないので，その都度，文脈から判断するしかない。しかし，号立てにして，「いずれか」を加えることによって，排他的選言を指示できるのである。

○道路法 第5条（一般国道の意義及びその路線の指定）

① 第3条第2号の一般国道（以下「国道」という。）とは，高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し，かつ，次の各号のいずれかに該当する道路で，政令でその路線を指定したものをいう。

一 国土を縦断し，横断し，又は循環して，都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上，経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路

二 重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路

三～五 〔略〕

2 〔略〕

この「次の各号のいずれかに該当する○○」は，かつては「左の各号の一に該当する○○」・「左の各号の一にあたる○○」という文言であった。最終的に現在の形に落ちつくまでに，「次の各号の一に該当する○○」という過渡

の表現が用いられたこともある。「各号の一」は「かくごうのいつ」と読み慣わされている。

○裁判所法 第46条(任命の欠格事由)

他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

○刑事訴訟法 第60条[勾留の理由, 期間・期間の更新]

① 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

②～③ [略]

○行政事件訴訟法 第8条(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

① [略]

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- 一 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 [略]

非排他的選言「どちらか一方、または両方」の「両方」を意味する「又は」と、併合の接続詞「及び」の使い分けは法制執務でも難問に属するという話であるが、前者は「pとqの両方であってもかまわない」であり、後者は「pとqの両方でなければならない」と言い換えるのが理解の便法であろう。例はそれほど多くないが、「次の各号のいずれにも」という文言を用いて、列記

された「号」が併合されることがある。

○民法 第817条の10（特別養子縁組の離縁）

① 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待，悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。

2 離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができない。

(4) 「次の各号に掲げる○○……（それぞれ）当該各号に定める ××…」

これは「号」の「表」化とでも名付けるべきものである。形式としては、「号名 - [1字分空白] - ○○ - [1字分空白] - ××」となる。「号」は原則として、一個の事項（名詞，句，文）を号名の下に記載するものであるが、この形式では2個の事項を記載することが可能になる。前段・後段は条又は項の中で使用するので、「号」の場合は、法令文の中で用いられているわけではないが、上段・下段と呼び慣わされている。そこでこの形式の「号」を、「上段・下段方式の号」と名付けることにする。

その代表は、このシリーズの前回に論じた「号」における定義規定である。ここでは、「号」の細分の中での呼応の説明も兼ねて、3段階（イ - (1) - (i)）まで細分されている規定を例に説明しよう。

○建築基準法 第2条（用語の定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九 [略]

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が (1) 又は (2) のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三～三十五 〔略〕

柱書きは、「次の各号に掲げる〇〇」と「それぞれ当該各号に定める××」の組み合わせであり、被定義項である「耐火建築物」のあと、1字文空白をいれ、定義項「次に掲げる基準に適合する建築物」を続け、定義規定の文末である「をいう。」で締めくくられている。これが定義規定の基本型である。号の細分がある場合は、ここからどんどん下位に展開していく。

「基準」は号の1段階の細分である「イ」と「ロ」で「～こと。」で示される。さらに「イ」では、その主要構造部が「(1)又は(2)のいずれかに該当すること」が要求される。「各号」が用いられないので、具体的に細細分の「(1)又は(2)のいずれか」になる。またさらに「(2)」で「次に掲げる性能」のうち、細細細分の「(i)・(ii)」のうち、「(i)」に限定される。(細細細分までの細分の例はあまりない。)以上のように、細分以下では、「各〇〇」という名称がないので、具体的符号で示されることになる。ちなみに細細細分まで引用指示する場合は、「第2条第9号の2イ(2)(i)」というふうに符号を連ねるのである。

この形式は定義規定以外でも様々な場合に応用可能であり、新制定の法律

20 - 号と表：列記のかたち（平野）

や改正条項で増加傾向にある。たとえば，民法第 602 条は，平成 16 年法 147 による改正の際に，この形式に変更された。

△民法 第 602 条 <平成 16 年法 147 による改正前の条文>

処分ノ能力又ハ権限ヲ有セサル者カ賃貸借ヲ為ス場合ニ於テハ其賃貸借ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 樹木ノ栽植又ハ伐採ヲ目的トスル山林ノ賃貸借ハ十年
- 二 其他ノ土地ノ賃貸借ハ五年
- 三 建物ノ賃貸借ハ三年
- 四 動産ノ賃貸借ハ六ヶ月

△民法 第 602 条（短期賃貸借） <平成 16 年法 147 による改正後の条文>

処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には，次の各号に掲げる賃貸借は，それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 10 年
- 二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 5 年
- 三 建物の賃貸借 3 年
- 四 動産の賃貸借 6 箇月

なお，柱書きの部分は，平成 29 年法 44 による改正によって，「処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には，次の各号に掲げる賃貸借は，それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても，その期間は，当該各号に定める期間とする。」に改められている。

上段・下段方式の号であっても，民事訴訟法での「号」は，下段が「1 字分の空白」の後に続くのではなく，下段の始まりは上段の 1 行目の折り返しの位置に「1 字分の空白」をとって配置されている。公布日の『官報』（平成 8 年 6 月 26 日号外 22 頁）では下図のようにになっている。1 段 22 字組みで，



上段は1字空白の後に号名が来て、号名の下は1字空白なので8字、そこで改行して3字目から9字である。下段は上段の下に1字分空白を置いて、10字である。結局、上段10字、後段10字でそれぞれの上に1字空白ということになる。罫線さえあれば、立派に2段組みの表になるのである。六法等の法令集では、必ずしも1行の字数が官報通りになるとは限らないけれども、この形式に倣った形で活字が組まれる。

ちなみに、「電子政府の総合窓口」の「e-Gov 法令検索」の民事訴訟法 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=408AC0000000109) のページは、html 言語の < table > タグを用いて書かれているので、罫線(枠線)のある横書き2段組の表になっている。table タグに属性「border = " 0"」を付記すれば、罫線は見えなくなるし、「valign = " top"」を付記すればテキストは上揃えにできるのに、そうしていない。そのため、Web ページで条文を見た者は、ここには「号」ではなく、「表」が用いられていると早合点するかもしれない。しかし、「号」と「表」を連続的に把握しようとする本稿の観点から見て、非常に興味深い現象である。

この上段・下段方式の「号」を用いれば、「ついでに」でつながれている現行の「号」ももっとスッキリ書けると思われる。

○刑事訴訟法 第250条 [公訴時効期間]

① 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの(死刑に当たるものを除く。)については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年
- 二 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年

22 - 号と表：列記のかたち（平野）

三 前2号に掲げる罪以外の罪については10年

② 〔略〕

↓ 書き換え

一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪 30年

二 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪 20年

三 前2号に掲げる罪以外の罪 10年

○裁判所法 第77条（評決）

① 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

② 過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

↓ 書き換え

一 数額 過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事 過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

(5) 「その他」と「前各号に定めるもののほか」

列記された「号」の最後の号でそれまでに掲げた号全部に言及するとき、2種類の文言が用いられる。一つは、「その他」であり、その基本的用法である並列の応用である。もう一つは、文字通り「前各号に定めるもののほか」（「ほか」は古い用法では「外」を「ほか」と訓じて用いる。）とするものである。

○民法 第770条（裁判上の離婚）

① 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

一 配偶者に不貞な行為があったとき。

- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

2 〔略〕

○都市計画法 第47条〔開発登録簿〕←第46条と共通見出し

- ① 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。
 - 一 開発許可の年月日
 - 二 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。）の用途
 - 三 公共施設の種類、位置及び区域
 - 四 前3号に掲げるもののほか、開発許可の内容
 - 五 第41条第1項の規定による制限の内容
 - 六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項

2～6 〔略〕

○地方自治法 第8条〔市及び町の要件、市町村相互間の変更〕

- ① 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。
 - 一 人口5万以上を有すること。
 - 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。
 - 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。
 - 四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。

②～③ 〔略〕

3 「表」の構造

学生が大学で中心的に学んでいる基本六法には、「表」は登場しない。おまけに学生が常用する小型の六法では、いわゆる諸法が「(抄)」扱いとされ、

とりわけ「別表（略）」とされることが多い。だからますます「表」を目にする機会が減ってしまう。

表（table）を使用することは、一次元の情報を二次元に展開することであり、要素と要素の相互関係が一覧可能になり、全体構造の把握に大いに役に立つ。単純な「表」は「号」の延長線上にあるが、行を単位とする「号」では対応しきれない複雑な関係でも、「表」を用いると、うまく処理できるのである。法令文の正文は縦書きなので、縦を行、横を列と呼ぶことにするが、列記された行で表される縦の関係だけではなく、横の関係もきれいに並んで、まさに整列してくれるのである。

しかし、「表」は内容の多様性に応じて、それに相応しいように作成されるので、見せる姿は多様である。それでも法条中に割り込んで配置される「表」は、せいぜいが3段組みのシンプルなものである。他方、附則の後ろに配置される「別表」は上下のスペースの制約がはずれるので、5段、6段で組まれることもある。

本稿では、まず最初に、表の各部分の名称を説明し、次にいくつかの例でその多様性を示すことにする。その際の最大の問題は、本稿が横書きであることから生じる困難である。ネットで閲覧できる各種法令のデータベースは横書きが通例なので、「表」も横書きにふさわしいように修正される。つまり縦横の入れ替えである。市販の六法も、普通は縦組みだけれども、修正されている箇所もある。（たとえば、建築基準法別表第三に出てくる「一の二」の縦3文字や「十三の二」の縦4文字は、全体が左右丸カッコで括られねばならないが（官報ではそうなっている）、組み版の都合上、上下カッコになってしまっている。）元の形は、官報を参照しなければ、なかなかわからないのである。

項						
	┌──────────┐					
行	行	行	行	行	行	
6	5	4	3	2	1	
	三	二	一			列 1
	a3	a2	a1	A		列 2
	b3	b2	b1	B		列 3
	c3	c2	c1	C		列 4
	d3	d2	d1	D		列 5
	e3	e2	e1	E		列 6
						} 欄

- ・ 右から縦書きされる「表」では、縦の行を「項」と呼び、横の列を「欄」と呼ぶ。
- ・ 行 1 には、欄名がはいる。上欄・中欄・下欄や (い)・(ろ)・(は) …である。カッコ付きの場合は、そのまま「(い) 欄」と指示される。欄名は省略されることがあるが、その場合、2 段組みのときは上欄・下欄、3 段組みのときは上欄・中欄・下欄、4 段組みのときは第一欄・第二欄・第三欄・第四欄という一般的名称で指示される。
- ・ 行 2 には、欄見出しが記載される。上記のモデルでは A・B・C …で示している。欄名があればそれが専ら使用されるが、欄名がない場合は、欄見出しが「A の欄」というふうに使われる。欄見出しは省略されることがあるが、その場合は、欄名で、欄名も省略されていれば、上述の一般的名称で指示される。
- ・ 列 1 には、項名がはいる。漢数字一・二・三…やカッコ付きの (一) (二) (三) …のほか、(い)・(ろ)・(は) …が用いられることもある。なお、漢数字で

あっても、「第一項」ではなく、「一の項」（まれに「一項」）と読まれる。（これを「第一号」と呼んでいる例も少数存在している。）カッコ付き漢数字の場合は、「(一) 項」となる。項名は省略されることがあるが、この場合は、「al の項」と指示される。

- ・縦の区切りが、一部の列のマスの中だけで複数に細かく縦に区切られることがある。縦の区切りが「項」と観念されることから、その下位区分は「号」と呼ばれる。
- ・最低限の表の本体は、太線で区画した部分となる。それに欄名・欄見出し・項名が付加されると見ることもできる。逆に欄名・欄見出し・項名があるのが完全な表だとすると、あるべきものが省略されているということになる。いずれにせよ、わかりやすければいいわけである。
- ・「別表」の場合には、対応する本条の情報を与えるために、「(第○条関係)」と付記される。また、「別表」自体に名称が付される場合もある。たとえば、労働基準法の「別表第二 身体障害等級及び災害補償表（第 77 条関係）」や「別表第三 分割補償表（第 82 条関係）」である。

(1) 表

法学部生が最初に「表」に出会うのは、労働法の授業で労働基準法を学んだ時ではなかろうか。

○労働基準法 第 39 条（年次有給休暇）

- ① 使用者は、その雇入れの日から起算して 6 箇月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければならない。
- ② 使用者は、1 年 6 箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して 6 箇月を超えて継続勤務する日（以下「6 箇月経過日」という。）から起算した継続勤務年数 1 年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる 6 箇月経過日から

起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を6箇月経過日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の8割未満である者に対しては、当該初日以後の1年間においては有給休暇を与えることを要しない。

〔右〕 ←縦書きの表を横書きにした。こちらが右である。

六箇月経過日から起算した継続勤務年数	労働日
一年	一労働日
二年	二労働日
三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日

③～⑧ 〔略〕

表の欄名は書かれていないので、条文では「上欄」・「下欄」と呼ばれている。2段組みのシンプルな表なので、「号」の上段・下段形式でも表現できる内容である。

実はこれは平成11年法112により改められた規定で、それ以前は以下のように文で表現されていた。

△労働基準法 第39条（年次有給休暇）

① 〔略〕

② 使用者は、1年6箇月以上継続勤務した労働者に対しては、6箇月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数1年（当該労働者が全労働日の8割以上出勤した1年に限る。）ごとに、前項の日数に1労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、総日数が20日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を与えることを要しない。

③～⑦ 〔略〕

このような2段組みの表は、通常の法令集の行幅でも十分印刷できる。道路交通法第75条の2第1項、第85条第1項、第2項、第86条第1項を参照

していただきたい。なお、同法第 92 条の 2 第 1 項では、3 段組みの表が見られる。字数的にやや窮屈になる。なお、この表の特殊性として、表枠内の本表のあとに「備考」が付記されている点である。

○道路交通法 第 92 条の 2（免許証の有効期間）

- ① 第 1 種免許及び第 2 種免許に係る免許証（第 107 条第 2 項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

〔右〕

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者及び一般運転者	70 歳未満	〔略〕
	70 歳	〔略〕
	71 歳以上	〔略〕
違反運転者等		〔略〕
備考		
一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。		
1 更新日等 第 101 条第 6 項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、…〔以下、略〕…		
2～5 〔略〕		
二～六 〔略〕		

3 段組みの表の典型的なものは、読替規定である。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 第 64 条（刑事訴訟法等の適用に関する特例）

- ① 第 2 条第 1 項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔右〕

第 43 条第 4 項, 第 69 条, 第 76 条第 3 項, 第 85 条, 第 108 条第 3 項, 125 条第 1 項, 第 163 条第 1 項, 第 169 条, 第 278 条の 2 第 2 項, 第 297 条第 2 項, 第 316 条の 11	合議体の構成員	合議体の構成員である裁判官
第 81 条	逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由	逃亡し若しくは罪証を隠滅する疑うに足りる相当な理由又は裁判員, 補充裁判員若しくは選任予定裁判員に, 面会, 文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由

〔以下略〕

2 〔略〕

国立大学法人法第 35 条では, 表そのものには欄名はなく, 欄見出しの記載だけだが, 条文中での指示は一般的名称(上欄・中欄・下欄)が用いられている。

○国立大学法人法 第 35 条(独立行政法人通則法の規定の準用)

独立行政法人通則法第 3 条, 第 7 条第 2 項, 第 8 条第 1 項, 第 9 条, 第 11 条, 第 14 条から第 17 条まで, 第 21 条の 4, 第 21 条の 5, 第 24 条, 第 25 条, 第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項, 第 26 条, 第 28 条, 第 28 条の 4, 第 31 条, 第 36 条から第 46 条まで, 第 47 条から第 50 条の 10 まで, 第 64 条並びに第 66 条の規定は, 国立大学法人等について準用する。この場合において, これらの規定(同法第 31 条第 1 項の規定を除く。)中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等は」と、「中期目標管理法人と」とあるのは「国立大学法人等と」と、「中期目標管理法人が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標管理法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか, 次の表の上欄に掲げる同法の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政 法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	個別法	国立大学法人法
〔以下略〕		

このような読替規定の「表」は、「技術的読替え」として、政令や省令に細目を委ねるときによく用いられるが、法律の中にも含まれる場合もある。たとえば、行政不服審査法別表第一、第二、第三がそれぞれである。『ポケット六法』のように、「別表（略）」にされると困るのである。

(2) 別表

最後に「別表」についてである。単なる「表」に比べると、附則の後ろに配置され、スペースの制約がはずれる「別表」は多彩である。それだけにここで再現すること自体、印刷の制約もあり相当困難である。けれども、例を見ながらでないと、説明しづらい。最終的には、各人で六法、それも小さいものではなく、別表もかなり掲載されている『六法全書』や『判例六法 Professional』を参照して、多様性の世界に触れていただくしかない。

まず、「別表」とは名ばかりで、罫線で囲まれていないものもあるのである。たとえば、労働基準法別表第一は15個の項目が、番号を付されて列記されているだけである。見た目は、柱書きのない「号」である。実際、第40条第1項では、「別表第一第1号から第3号まで」と表記されている。いったいどこが「表」なのか。本条の中で、号立てにより対処可能である。

○労働基準法 第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）

- ③ 公務のために臨時の必要がある場合においては、第1項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。

○労働基準法 第40条（労働時間及び休憩の特例）

- ① 別表第一第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第32条から第32条の5までの労働時間及び第34条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

○労働基準法 第41条（労働時間等に関する規定の適用除外）

この章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

- 一 別表第一第6号（林業を除く。）又は第7号に掲げる事業に従事する者
二～三 〔略〕

○労働基準法 第56条（最低年齢）

- ② 前項の規定にかかわらず、別表第一第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。

○労働基準法 第61条（深夜業）

- ④ 前3項の規定は、第33条第1項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させる場合又は別表第一第6号、第7号若しくは第13号に掲げる事業若しくは電話交換の業務については、適用しない。

○労働基準法 別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四～十五 〔略〕

労働安全衛生法では、別表第一から別表第二十二まで全部で22の別表があるが（『六法全書』でさえ、「別表第八～第二十二（略）」とされている。）、そのうち、別表第一～第七、第十、第十三、第十五～第十八は罫線なしの表である。

次は、罫線では囲まれているものの、付番もなく、項目が列記されているものもある。

○国家行政組織法 第七条（内部部局）

- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

○国家行政組織法 別表第二（第七条関係）

〔右〕

公安調査庁
国 税 庁
特 許 庁
気 象 庁
海上保安庁

縦の区切り線がないのは、労働基準法別表第二と第三である。第二は2段組み、第三は3段組みで、欄見出しはあるが、項の区切り線はなく、身体障害等級の第1級から第14級までの列記に対して、災害補償の「〇〇日分」が対応して列記されている。この別表第二と第三は、平成10年法112改正で繰り下げられたもので（この時に、「(第〇条関係)」も追加された。）、昭和22

年4月7日公布時は別表第一と第二であった。その時点から漢字による数字が「千,百,十」を用いずに表記されており、当然のことだが「〇」(ゼロ)の使用もある。たとえば、「千三百四十日分」ではなく、「一三四〇日分」となっている。もっとも、上述した平成11年法112による改正後の第39条の表中では、「一〇労働日」ではなく、「十労働日」とあり、法令文中での数字表記の原則どおりである。

○労働基準法 第77条(障害補償)

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

○労働基準法 別表第二 身体障害等級及び災害補償表(第77条関係)

[右]

等級	災害補償
第一級	一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
[中略]	[中略]
第一二級	一四〇日分
第一三級	九〇日分
第一四級	五〇日分

以上のほかに、民事訴訟費用等に関する法律の別表第一と第二、建築基準法の別表第一から第四まで、教育職員免許法の別表第一から第八までを例に別表の特徴を説明したいと考え、準備していたが、あまりにも表形式が複雑で再現がきわめて困難なので、今回は割愛することにした。是非とも六法で別表のバリエーションを確認していただきたい。

一言ずつコメントしておくが、民事訴訟費用等に関する法律別表第一では、項名がカッコのない漢数字のみになっているが、「十」「十一」ではなく、「一〇」「一一」となっていること(上述の労働基準法別表第二と第三も同様である。),

枝番号が用いられている箇所（八の二，一一の二，一二の二，一三の二，一五の二，一六の二）があること，上欄八の項が（1），（2）に罫線で区切られていたり，区切りはないがイ，ロ，ハ等の号の区切り，さらには（イ），（ロ）の号の細分までであることである。そもそも本条においても，上段・下段形式の「号」が多用されているが，これもいっそ「表」としたほうが見やすそうである。

建築基準法の4つの別表を見ると，それぞれ別表作成の超絶技巧を目の当たりにする思いがする。別表第一の欄名が「(い)」かと思えば，別表第二では項名に「(い)」を用いている。別表第三や第四では，欄や項の中にまた区切り線が用いられる。文字通りの縦横無尽である。本条での「号」の使用も多彩である。列記の展覧会である。

教育職員免許法は，たとえば別表第一の第一欄の欄見出しの区画を斜線で区切り，項見出しも付記する等，秀逸である。

コピーした「別表」の資料はたくさんあるが，これを言葉で説明することの限界を感じてしまう。二次元の表の多層性が，一次元の文の線条性にはうまく乗らないのである。「表」だと相互関係が一覧できるのである。まさに唐から密教を持ち帰って来た弘法大師空海が，朝廷に提出するために作成したリスト「御請来目録」の中で用いた言葉——「密藏深玄にして 翰墨に載せ難し 更に図画を仮りて 悟らざるに開示す」「真言は秘藏にして 経疏は隠密なり 図画を仮りざれば 相伝ふること能わず」——が脳裏に浮かぶ。言葉では伝えられないから，図（密教の場合は曼荼羅のことである。）の助けを借りてわからない者に伝えていく。まさに法律は密教の世界なのであろうか。

4 結び

学生は，「号」や「表」・「別表」について，どの程度，教員から説明を受けているであろうか。長年，法学部の新生に法学入門・法学基礎を教えてきた私ですら，六法で実物をみせて，一言二言コメントする程度であった。こ

のシリーズで扱ってきた機能語・構造語としての法令用語ですら説明をほとんどしない、あるいはできない教員が圧倒的多数という現実がある。六法をあけたはよいが、漫然と条文をながめているだけの学生の何と多いことか。「ポーっと見てんじゃねーよ！」と言いたくなる。ちゃんと分析的に読み、読み取れるだけの情報を引き出すのが、条文を読むことなのである。

今回も一番苦勞したのは、分類整理することと、どれを例として挙げるかの選択であった。学生に是非とも出会ってもらいたい条文を可能な限り選ぶという教育的観点からふるいにかける。集めて読んだものだけでもそれなりの数になるが、使うのはその中で一つか二つにすぎない。まして読んでいない法律は数限りなくある。恣意的選択だという批判は甘んじて受けようと思う。それにしても、本稿は書き足りないことだらけである。

今回の準備作業をしていて、「号」と「表」・「別表」について、法制局の法令の起案担当者たちが試行錯誤してきたことが十分理解できた。その表れが、1つの法律における各種様式の混在であった。法律の改正は、改正時点での起案原則に従って文案を作成するという決まりがある。ただし、全体の形式については当初の様式は維持されるので、旧来のものに合わせざるを得ない。だから、刑事訴訟法では、現在でも、条文見出しも項番号も付されていないのである。(もっとも、『司法試験用法文』(司法試験委員会)はさすがに項番号は丸数字で示してある。)また、法令用語の観点から見ても、刑事訴訟法はまさに混在のデパートの観を呈している。このシリーズでこれまで扱ってきた他の法令用語にもそのことは表れており、だからこそ改正の経過を遡り、昔の形を見るという作業が不可欠であった。単なる法令用語の解説にはとどめたくはないという思いで執筆しているので、この手間を惜しむわけにはいかない。それがまたふだんは見えないものを見せてくれることもあり、楽しい仕事でもあるのである。